

第一条 賛助会員の趣旨

本会の趣旨に賛意を示し、かつ本会の活動を支援することを希望する者を対象とし、賛助会員制度を設けるものとする。

第二条 賛助会員の資格

本会の趣旨に賛同する者であること。個人・法人・各種団体を問わない。

第三条 賛助会員の義務

1. 熟成古酒について探求し、学び、理解を深めること。

第四条 賛助会員の権利

1. 本会会報の受け取り。
2. 本会主催の会員限定イベントへの参加。
3. 本会運営の熟成古酒検定の受験。
4. 本会主催の一般向けイベントへの優先参加。
5. 賛助会員の主催するイベントへの本会からの協賛。
6. 本会の有する情報媒体上での各種告知。
7. 本会主催イベントへの優先的出展、及び出展の優待。
8. 本会会員リストへの掲載。
9. 本会総会の出席権。ただし議決権は有しない。

以上